

○村松委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は10件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、総務部、総合政策部、こども未来部として進めたいと思うが、御異議ないか。（異議なし）

総務部所管の議案の審査に入る。

議第97号「焼津市地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について」及び議第108号「財産の無償譲渡について」は関連があるので一括議題としたいが、御異議はないか。（異議なし）

それでは、一括議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○河合委員 議案そのものに別に問題を感じるわけじゃないんですけど、このいきさつの中で耐震性がずっとありまして、今は耐震性がどうなっているのか、ちょっと私、聞き漏らしてしまったので、申しわけないんですけど、教えてもらいたいです。

○増井総務課長 静岡県の耐震基準でいくと耐震性が劣っているということで、平成27年に一応市のほうで耐震工事を施工させてもらって、当時、I s 値ということで表現をしておったんですけども、それが1.0から3.83になったということで、今は耐震性は満たしているというか、劣っていないというか、なっています。ですので、その当時、昭和56年に開設したもので、あとは鉄骨づくりということもありまして、そのとき調査をした結果、耐震化が劣っていると。それで施工が必要だということで、そのときにそれ以後の維持管理をどうしましょうかということを経元と協議した結果、まだ地区集会所として維持していきたいという中で、市のほうで耐震工事を施工して耐震性を上げて、今はそういう心配はなく使っていただける状態になっています。そのときの合意に基づいて地元に無償譲渡をするということで今回議案を上げさせていただいているという経過でございます。

○河合委員 耐震工事をしたということですね。

○増井総務課長 そうです。平成27年度に。済みません、申しわけなかったです。

○石田委員 今の御説明の、もう一回、また再度確認なんですけれども、そのほか、一応、会館ということで、参考資料は4ページ、一覧を提示していただいていますけれども、この中で今後考えられる会館等というのは何かありますでしょうか。

○増井総務課長 今のところ耐震性の問題があるということで大島体育館は平成28年に見させてもらって、そのときは防衛省の補助が使えるということで、これも市のほうでさせていただきました。これも鉄骨づくりということで、あとは耐震性は問題がないということになっています。ただ、当然、多くが防衛省の補助を受けてつくっているものなんですけれども、RCというんですか、鉄筋コンクリートづくりなものですから、かなりつくりとしては頑丈なんですけど、ただ、だんだん年数がたってくると、耐震性とい

うよりも設備的に劣化をしていくということは考えられます。そういったものをまた注意しながら修繕とかというのをやっていくんですけど、その耐震性でどうということは今、この残った集会所では今のところないです。

以上になります。

- 青島副委員長 議第108号のほうのさつき会館ですけれども、耐用年数、私、もしかしたら聞き落としたかもしれませんが、今後の予定というか、耐用年数はどれほどか。それと、管理面はもう一切合財向こうになるという解釈でよろしいですか。
- 増井総務課長 耐用年数といいますと、鉄骨づくりということで補助の制限処分期間とかでいうと38年ということだもんですから、もうそれが切れるという形になります。ただ、それを今回、平成27年の耐震工事のときに当然耐震工事にあわせて躯体とかを整備しているもんですから延びたという形で考えております。今回、無償譲渡ということになりますので、維持管理は、もともと使用は地区の方が使われているということで使用形態は変わらないんですけども、維持管理も市のほうから使用許可を出して使っただけにしていることは変わらないんですけども、他の地元でつくっていらっしゃる集会所とのバランスを考えて地元で持ってもらおうということで、今回、無償譲渡とさせてもらったということになります。ですので、管理は今後地元でもらおうという形、所有権も移転する形と考えております。
- 青島副委員長 耐震性が延びたというのはわかりますけれども、通常でいいますと、建物の耐震性が延びれば大体何年とかということが出てくると思うんですけども、それと、もう一つは、最終的に耐用年数が過ぎたといったときの解体とか、いろんなことがありますけれども、そういったのも一切合財地元がやっていくという感覚でいいですか。ですから、最初に言いました耐用年数というのについては延びたということとはわかりませんが、どのぐらい延びているかということですか。
- 増井総務課長 I s 値で1.0から3.83となったものですから、何年延びるということはなかなかわからないんですけど、それこそ劣化したときとか、そういったときにまた調査をしてというような形になるのかなと思うんですけど、多分その躯体自体よりも周りの内装だとか、そういったところがということと、今後、解体というと地区の方たちがそれを不要と考えるかどうかということが大きくなってくると思います。ほかの地元で建てられている集会所なんかでも余り使わなくなったとか、近くに何かができたとかといったときにはそういったことで廃止をするというようなこともあるかと思っておりますので、そういったことも含めて地元のほうにお願いを、渡してお願いをしていくというような形になっております。決して渡すときにすぐに壊れてしまうといったら変なんですけど、使用ができなくなってしまうということがないように、平成27年には耐震工事をさせてもらって、平成29年にはLED化とか、そういった周りの修繕とかもさせてもらって、それでお渡しするというような体制はとっております。

以上になります。

- 青島副委員長 それこそ最終的に必ず物というのは朽ちるということを考えれば、そういったことまでの例えば解体だとか、言葉をどういうふうに表示するかといったときの費用等とかなんかということについてもうたわれているとか、そういったものはないんでしょうか。

○増井総務課長 これは市の地区集会所ということで建てられましたけれども、使用の形態としては、皆さんの地元でもそれが町内会であったり、自治会であったり、いろんな会館を建てられて集会所があると思うんです。それと同じ形かなと思っています。修繕なんかについてはコミュニティー補助金ということで市のほうで補助金を設けていますので、全額というわけには当然いかないですし、どういったものかという対象もありますけれども、解体につきましても地元のほうで使用ができなくなっておるということで、それはどこのところも解体費用というのは地元で持っていただくという形になるのかなと思います。ただ、それがすぐに来ないように市としてはちゃんと耐震工事をやって引き渡したということですので、地元としても、この耐震性が劣っているという時点で廃止というような1つ選択肢もあったんですけれども、地元としてはやはり継続して使っていきたいよという中で、市としては耐震をやってお渡ししたということで考えております。ただ、当然年数がたつてれば劣化をしていきますので、そのときには、逆に言えば、地元の方のほうでもし今後も使いたいということでしたら、ある程度積み立てをしてもらえどか、そういったことを地元で考えていただいてやっていただくということになるかと思えます。

説明は以上となります。お願いします。

○青島副委員長 今のお話の中で、思うという言葉が大変多かったです。ですから、譲渡ということは、ここに管理責任が生まれてくる。とすれば、先ほど言いましたように、朽ちるということを考えていけば、そのところのものでも明記するべきじゃないのかなと思ったものですから、私たちが意見、そのときこういう話があったよということじゃなくなってくるわけですから、そこら辺の表現というのはあるのかなのかということを経験的に聞きたいわけです。

○増井総務課長 地元の協議の中では、そのところの解体費、当然、耐震性が劣っているということで改修しますかというときには当然市の所有ですので改修することになります。ただ、それを延長するというで使用ということになりますので、耐震工事をして地元にお渡ししたということは、既に将来的にそれに対する補助金があるかどうかというのは別として、基本的には、基本的というか、地元のほうで解体費を見てもらうということはその説明の中でちゃんと御説明をしておりますけれども、今後、譲渡する、今後契約という形になるかと思えますけれども、そういった中でもそのことはしっかりもう一度伝えていきたいというふうに考えております。

○青島副委員長 ぜひ明記をしてください。

○村松委員長 ちょっといいですか、かわってもらって。

今るる説明を聞いたんですけれども、譲渡するということは、普通、売買なら売買契約書、今度は譲渡契約、1冊交わしている。その中に盛り込めば、今青島委員のおっしゃっていることは済むんじゃないですかと。その内容はどうですかと、そのほうがいいのかと思いました。

○増井総務課長 今度は無償譲渡の契約書という形になるかと思えますけれども、地元と市のほうで結ぶかと思えます。基本的にとりか、済みません、また言い方があれなんですけど、地元に移すということは、逆に言うと、市が持たないというのがその時点でなってきます。ですので、契約書に盛り込むというよりも、そういうことも含んでの

契約だということでの説明をもう一回するということと、契約書に譲渡するもんですから市は持ちません、その部分をどういった形で書けるかということもさせてもらって、青島副委員長が御心配されている、将来的にわたって市が譲ったもんで、それってうちらが見るのというようなことの解釈の食い違いがないように、地元の方にはちゃんとわかるような形で将来的にも譲渡を受けた経過、それと、最終的な形というのがわかるような形でしていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

- 鈴木委員 そもそもこれは普通財産という位置づけなんですか。
- 増井総務課長 今は地区集会所ということですので、行政財産という扱いをしますので、これを無償譲渡するには行政財産のままでは譲渡できないものですから、内部処理になりますけれども、鈴木委員が申し上げたように、行政財産から普通財産に移して、それで内部処理をして相手先に譲渡するという形になります。ただ、移す前には議会の議決ということで、無償譲渡することについて御承認いただいてからできないとか、そういったこともできないですし、条例のほうもあわせて御審議をいただいて、それで御了解が得られれば、行政財産から普通財産として、そして、譲渡という形の手続きをとっていきたくて考えています。
- 鈴木委員 わかりました。じゃ、内部処理で行政財産から普通財産への切りかえとか、そういったもので問題ないわけですね。
- 増井総務課長 はい。
- 鈴木委員 わかりました。

それと、あと、第8自治会の第7町内会、認可地縁団体になられたということなんですけれども、市内、この町内会で認可地縁団体に切りかえましようみたいな、そういう感じでここ近年あると思うんですけれども、いまだに認可地縁団体にならないでいるようなところがあるのか。あとは今回、さつき会館を抜いて12カ所の財産の条例の97号になるわけなんですけれども、この後、12カ所の中でさつき会館みたいな地元へ無償譲渡というような形でもって話が水面下で進んでいるようなところというのはあるのかどうかという点について教えてください。

- 増井総務課長 認可地縁団体につきましては、平成3年の地方自治法の改正でそれが導入されたということになっています。導入の経過としましては、地縁団体ということで市長が認可をするんですけれども、その要件としまして、地域的な共同活動のための不動産、または不動産に関する権利等を保有するということが、結局、土地だとか建物を所有するということになります。それが、もともとが地縁団体というのはあくまでも地縁団体でしかなくて、登記ができなかったということがあります。そうすると、その当時は代表者の方が登記をしたりだとか、共有で登記とかとなっていて、その後、年数がたってその方が亡くなられてしまったとかというときに権利を主張されたりすることがあって、そういうような不都合があって、地元で集会所とかを持っているというのは昔からあったんだと思います。それを地方自治法の中で制度を導入して、市長が認可することによってその認可地縁団体でもって登記ができるようになりました。今、市内では58あるんですけど、逆にそれを言うと、そういった不動産とかで登記をするとかというのがなければ、例えば自分らで財産を持っていないよとかということであれば、逆に言うと、認可地縁団体になりますというところを地方自治法に書かれている総会のあり方と

か、そういったのも指定を受けるので、そういったことでなかなか手を挙げない。今、御相談があるのは財産を持っているところが今後登記をしていかないとというような、そういう必要性に駆られて申請をされているというような状態です。

もう一つの御質疑で、あと残りの12カ所はどうかと。水面下でということもあるんですけども、また今後そういったことも考えていかなければならないんですけど、1つは防衛省の補助を受けていてなかなか制限がかかっているとかというようなところがやはり1つとして地元の協議をして受けてくれますかというか、なかなかこちらからあげますというのも難しいもんですから、協議を進めていながら、渡すときには同じようにある程度使えるようなというか、すぐに使えなくなるのではなくて、形を整えた形で安全性とか、そういったものを確保した上でとなるんですけども、まずは地元さんとの協議をしてからというような形になります。ですので、今後、体育館というのはなかなか難しいとは思いますが、ほかのところはそういった話も、市がずっと持っているというのもなかなかそれはそれであれですし、そういった協議を進めていってということになるかと思えます。

○鈴木委員 わかりました。

そもそも、さつき会館を無償譲渡するということのきっかけは、今まで無償貸し付けだったわけですね。別に第7町内会としては無料でお借りしていて市が管理してくれているもんで、要するに地元負担というのは全くなくされていたんですけども、市のほうで大分築年数もたってきたし、そういう形で財政上の理由から地元の町内会のほうに、耐震工事をうちのほうで見るで、ぜひ地元でこれから管理してくれないかと、そういう感じでの無償譲渡に行き着いているわけですか。

○増田総務部長 この地区集会所条例にこれだけの施設が指定をされてございますが、これらはなかなか、それぞれ防衛省の補助金で建設した施設であったりとか、それ以外には、いわゆる迷惑施設というような形で市が建設したものであるとか、そういったものが建設当時の国庫補助、あるいはそういったものの必要上、市の所有にしているというようなものであったり、今言いますような迷惑施設的なものとして市が設置したりとか、そういったものがございます。そういう中で建設当時の補助目的がもう既に終わっているとか、補助制度自体、そういった制度自体がもうなくなっている。市として市の所有の建物として持っている理由といたしますか、そういうのがなくなってしまうというものもございます。さつき会館につきましては、今申し上げましたような市として所有し続けると、市の施設として、そういう建設当時の理由はなくなっていくという会館、集会所になっておりました。そういう中で、さつき会館については耐震性もないということの中で、それでは、どうしましょうかというようなことを地元の皆さんと協議をした中で、耐震の工事をして、それから、長寿命化といたしますか、さらに長く使えるように市として一旦改修工事をした上で地元の皆さんに、他の地元で持たれている公会堂と同様の形で地区の皆さんで集会所を持っていただくと、こういう形で合意ができましたもんですから、このさつき会館につきましては今回譲渡という形での手続をさせていただきたいというものでございます。

ほかの施設はということにつきましては、考え方として、できれば、これ、実態は地区の公会堂とか、地元でほかにもたくさんあると思えますが、そういった集会所と実態

としては変わりがないものですから、市として所有している理由がなくなったものについてはなるべく地元の皆さんで所有する形に切りかえていきたいという考え方がございますが、先ほど課長からありましたように、それにつきましてもなかなか一方的に市のほうで進めるという話ではございませんので、その辺についてはこれからの課題ということに捉えております。

○鈴木委員 わかりました。

条例に財産の交換、譲渡、無償貸し付け等に関する条例というのがあるんですけども、その3条の中に財産の譲与、または減額譲渡という項目があるんですけど、3条の中に5つ号があるんですけども、その号のどれかに該当したときには譲渡できるよと、そういう部分なんですけれども、今の部長と課長の御説明でいうと、この3条の中の何号に該当するだかというのを教えてください。

○増井総務課長 今鈴木委員のほうから御説明のありました条例につきましては、基本的には自治法の96条で第1項で議決を経なければならないというものがあるんで、今回6号が無償で貸し付けたりとか、対価なく貸し付けたりだとか、譲渡するというものになっていきます。本来は全て議会の議決を経なければならないとなっています。ただ、今、条例につくったものについては包括的に議会のほうでこれについては譲渡していいよということだものですから、それについては、該当するものは逆に言うと議決はもうとらなくていいという形になって、これから外れているものですから、外れているといたら変ですけど、それで本来とらなきゃならないということで96条の第1項第6号に該当することで今回上げさせていただいたというような形となるということで、そういうことで議案として上程させていただきました。

○鈴木委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第97号「焼津市地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

◇採決の結果、議第108号「財産の無償譲渡について」は全会一致、可決すべきものと決定

○村松委員長 議第98号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)  
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第98号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 議第99号「焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田委員 きの中の質疑の中で、例えば弁護士とか、そういうこと、そんなところをしたんですけど、今の勤務時間の問題で、短時間の勤務、あるいは一般職と同じというふうなところについて、弁護士の方は短時間でも毎日じゃない、必要なときにということ、短時間というのはそういうことを意味しているでいいですか。

○池谷人事課長 短時間と想定されますのが、例えば職員の場合は8時半から17時15分という時間が勤務時間となっておりますが、例えば任期つきで来た場合、例えば9時から4時とか、そういうことを想定しての短時間ということになります。

○杉田委員 そういうことを聞いているんじゃないです。基本、短時間が毎日なのか、あるいは必要とされるとき……。毎日9時から4時とか、そういうことじゃなくて、必要じゃないんですけど、市のほうで、こういうことがあるのでぜひ来てくれというような、そういうとき以外は休みということもあるのかということをお教えてください。

○池谷人事課長 失礼しました。例えば、平日が週5日ありますが、例えば週3日とか、そういうことも想定しております。

○河合委員 弁護士さんというのは、例えば顧問弁護士さんみたいなのがいると、いつもは年契約で来ていないけど、必要があってそのときをお願いすると、また年契約で相談料みたいなのがかかりますけど、そういうのとは別に、ここでいうのは、市に働きに来ていただいていると、そういうことになるわけですか。

○池谷人事課長 最近、一般の市民の方々からのクレームとか苦情が多くなっていることがございまして、それに職員が時間を割く場合がございますので、そういう方々についても弁護士さんを雇い入れることができるのであれば、その方にいろいろなことをお願いできればありがたいということも想定しているところでございます。

○杉田委員 今の件と河合委員の続きなんですけど、今、市民相談室か、向こうに相談に行く方がかなりいると思うんですよ。あそこのところで法律相談という形で弁護士さんが多分対応していると思うんですけど、その方はどう扱われているんですか。

○池谷人事課長 雇用形態が直接私どもが契約しているのではないのでわかりませんが、委託であると考えられます。

○村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第99号「焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 議第100号「焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。

○杉田委員 これも毎回言っていることなんですけれど、私たち議員の報酬というものが市の職員の一般職の給与と比較したときにそんなに低いところにあるわけじゃないので、そして、自分たちが市民の代表として来ているときに自分たちはその生活にもっともっと大変な人がたくさんいるわけなんですけれど、そういう中で議員の報酬の中で期末手当ですか、そういうものを含めて、今ここで上げる必要はないというふうに思います。

◇採決の結果、議第100号「焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について」は賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 議第101号「焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。

○杉田委員 これも同じですけど、特別職に関しても、全県の中で見ても焼津市の特別職の給与は上から数えて真ん中より上にいると思うんですよ。そういう中で一定の、公務としてはかなり大変なところを持っているかもしれないけれど、一定の賃金というか、給与が支給されていますので、期末手当をさらに上乘せするということはすべきでない。市民の今の実態から考えたときに、これは支持されるものではないということで反対いたします。

◇採決の結果、議第101号「焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 議第102号「焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第102号「焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 議第103号「焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。



(当局説明)

- 村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 杉田委員 きのうの質疑で答弁いただいたことに確認という形で幾つか質疑させてもらいます。

一般職と臨時職員の間で通勤手当がね、今も通勤手当は支払われていると聞いたんですけど、一般職と通勤手当が違うというような答弁だったんですけど、これはどのくらいの差が、距離によって違うんじゃないかなと思うんですけど、例えば近いところでこれくらい違うんだよ、それが一般職と同じになるんだよということで、上がるということでもいいんですよ。

その確認と、あと、きのうの秋山議員の質疑の中で、自分もちょっと確認をさせていただいたんですけど、年間賃金は下がらないよという答弁があったと思います。年間賃金は下がらないよといったときに、私はその質疑のときに、期末手当はつけるようになったけれど、それによって時給が下がったよとか、月額が下がったよ、そういうことはないですよと言ったときに、ないですよというふうに聞いたんですけど、その再確認。

それと、予算措置の関係なんですけれど、国が財源を確保すると。これは衆議院の評議員会で高市総務大臣が適切に財源を確保しますという答弁をしているんですよ。ということは、これは来年度の予算の中では国からおりてくるものだというふうに解釈していいのか、それとも別個に焼津が独自にそれを確保するというふうに決めているのか、それを確認したい。

それともう一点、この条例の中に、私もきのうちょっと聞きましたけど、15時間30分、それ未満の手当、これは支給しないよということがこの条例の中に書いてあるんですけど、これもその委員会の中で、総務省の公務員部長が答弁する中で、各団体において適切に判断されるべきだと。機械的に線引きをしないよということによって依頼もしてあるわけなんですけれど、これについて、機械的にこれを線引きをしちゃうのかどうか。その確認、まずここだけお願いします。

- 池谷人事課長 まず通勤手当でございますが、日額150円が現在出ている方につきまして、それが260円というふうに。
- 杉田委員 通勤手当。
- 池谷人事課長 はい。月額の3,150円の方につきましては、5,500円というふうな感じになっております。

2番目の年収につきましては、きのうの総務部長のほうの議案質疑の答弁にもございましたように、直近上位で考えておりますので、もし1会計年度を過ぎて継続されて任用される職員につきましては、現給補償といっちはなんですが、直近上位で考えております。

予算措置につきましては、これも交付税の算定に加算されてくるようなお話もありましたが、その件についてはまだ国のほうからは通知とかはございません。まだわかりません。

まずは自前、一般財源のほうから出させていただいて予算措置をさせていただいてお

るところでございます。

15.5時間につきましては国が示しているところでございますので、これも杉田委員のおっしゃったように、適切に判断して検討していこうとしているところでございます。

以上です。

○杉田委員 了解しました。今、15時間半のところについては機械的には線引きをしないよとここに書いてあるけれど、というふうに解釈します。

○増田総務部長 ただいまの期末手当の15.5時間というところでございますが、今回の条例案に15.5時間未満は支給対象でないというような条例案となっております。昨日、御答弁申し上げましたように、これについては、国のほうで必ずこれでやれというようなことではございませんが、1つのよるべき基準として国家公務員の非常勤職員の例がございまして、それに準じたところで焼津市としてはこの条例案で15.5時間ということを決めようとしているところでございます。

○杉田委員 了解です。

きのうの続きの確認をさせていただきます。1つは今の賃金、月額だとか、あるいは日額なんかを月額に換算して1級に準じてということが書いてあります。その中で、例えばこれはことしの4月1日時点であるということで人事課のほうからもらったものですが、公民館事務として月額14万9,400円というのがあって、図書司書として月額16万200円というのがあります。そうすると、この1級のところに照らし合わせたときにそれにぴったりの数字はないわけですね。そうすると、それがどこに当てはまるのか。

それと、きのうの確認の中で、常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合には同じ格付けとするのが適当というような法律になっているわけですが、これがいただいた臨時等職員数、たくさんありますよね。この職務の中でそれが同等だということと同等じゃないもの、どっちかというと同様じゃないもののほうが多いような気がします。そういう場合の同等で、これは同等の職務の内容や責任というふうにあるんですけど、そういうものがない場合というのはどんなふうに対応するのか。

それとの関連ですけど、聞き取りのときにこの条例がまだ制定されていないものでまだ確認はできないけれど、この条例が制定されたときにそういう同等でないところ、あるいは同じ労働の価値という言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、それについてもこの条例が制定された後、そこでもう一回価値等について具体的に言い出したのは9月定例会で出しましたけど、資格のあれを持っていない人でもなれる支援員と、それから、資格を有するということでの学校図書館の学校司書、この場合の50円の差というのはずーっと七、八年前から私が職員になる前のときからずーっと議員になる前からずーっと続いちゃっているわけなんですけれど、そういうものというのはいくらこの条例が制定された後、労働の価値等についても一回チェックをする、そういう場は設けられるかもしれない。きのうの部長の答弁の中でそこがちょっと感じられなかったんですけど、そこについての確認です。

○増田総務部長 パートタイムの会計年度職員は時間額の報酬というふうに定められておりますので、その額の定め方としての基本的な算定方法、これを条例でその職務がフルタイムであった場合の給与から算定しますよということを定めているわけですが、実態に即してこれをやった場合には、基本的には同じ職務でフルタイムの場合とパートタイ

ムの場合があるという場合にはフルタイムの月額から算出した時間単価がパートタイムの時間額になりますという形になってくると思います。

実態としてパートタイムの職は現にあるけれども、フルタイムの職がないというときには、この計算方法に当てはめて算出し直すとか、そういったことにはならないというふうに考えておまして、前提は現在の時給額が適正であるというのが基本的には前提になってくるというふうに考えておりますので、これが著しく不合理だというようなことがなければ、現行の支給水準、これをそのまま会計年度任用職員の給料表に反映といいますか、位置づけて、それで運用していこうというような考え方でございます。ですので、昨日の答弁で、改めて給与額とか報酬額を全部見直しして、この機会に変えていくというようなことは予定はしております。

- 杉田委員 1級のを当てはめたときに、ぴったりの月額のあるがないんだけど、それはどこに当てはまるのか。
- 増田総務部長 それにつきましては昨日も答弁させていただきましたが、現在の支給額、これを給料表に当てはめて直近上位の額に位置づけていくという形で先ほども答弁をさせていただきました。
- 杉田委員 時給のところ、パートのところはみんな時給ですよ。その時給は月額にするというのは、パートだから1年間ずっとフルで働いて1カ月22日だか、二十何日だったか、そういう計算をしたときにこうなるよというふうに、パートでも日数が限られていますよね。年間で何日だよとか、そういうあれや、それに限られていない人もこの中にあるんだけど、そういう場合なんかはどんなふうにやって計算するのかわからないんですけど、それは例えば時給が900円の人、一般事務については900円とありますよね、時給が。この人はパートの場合、フルの人もいれば、パートの人もいると。そうすると、フルの人に合わせてそれをやるよ、合わせてそれに掛けてやるよということだけど、フルとパートが同じのがなくて、パートだけというのがありますよね。そういう人たちというのはどんなふうに計算されるのか、それがわからないというのと、先ほどと今の、きのうの答弁もそうなんだけど、労働の価値みたいな、そういうものについて新たにどうのこうのと言ったけれど、人事課のほうでそれを精査しているわけじゃないですよ。特に教育委員会のことをずーっと僕は聞いてきたけれど、教育委員会の中でこういうのが上がってきた。それを他市と比較して余り問題なければそれでいいなということで、その中身についての精査というのは自分たちの人事の関係じゃないよと。だけれど、そういうものについてもう一回、例えば教育委員会、私も9月定例会で質疑させてもらったけれど、もう一回その内容についてチェックしたほうがいいんじゃないのかとか、そういうものについては教育委員会のほうにもう一回言ってみるだとか、そういうものが新しい条例の中で確約されないと、前から同じだから、今、日額、時給で例えば1,060円と1,100円という差があって同じ学校で勤務して、その内容は違う、フルタイムの人で同じような職務をやっている人はいない、そういうときにどっちが重いのかとか、そういう言い方というのは嫌だけど、同じ学校の中で勤めていて文部科学省に位置づけられているものが十分本当に審議されてその額が決まっているのかと、そうじゃないですよ。この支援員と学校司書の関係については、一番最初に私が聞いたときにわかったのは支援員の人の中に県からおりてきた人がいたと。県からおりてきた人の時給がこう

だったので、それにただ全部ならしっちゃったよと。その労働の対価というか、価値だとか、そういうものについて精査をしたことがないんですよ、聞いてみると。そういうことについてはちゃんと精査をするべきじゃないか。それについて聞き取りのときに私が聞いたのは、まだこの条例ができていないからそういうことをやるかどうかということもまだはっきりわからない、でも、できたときにはそういうものをちゃんと精査するような場所をつくってください、時間をつくってくださいよというふうに、聞き取りのほうにそれは回答になるわけじゃないですけど、そういうことについてこの条例が制定されたときに検討すらもできないよということなのかどうか、それを確認したいです。

○増田総務部長 最初の短時間のパートタイムの職しかない場合はどうなのかという話につきましては、先ほどそれもちょっと答弁したつもりだったんですが、実態として現在ある単価を改めてフルタイムだったら幾らなのかというのを想定して計算し直すということは考えておりません。ですので、同じ職でパートタイムとフルタイムがある場合については、この条例にありますような計算をする中で額を決定してまいります、そうでない場合は比較のしようがないというところでございまして、実態としてそういった形になってくると思います。また新たに今後出てくる職というのがあって、短時間の職が出てくると、パートタイムの。そういった際にはこの職種の場合、フルタイムの水準はどのぐらいなのかというようなところを想定といたしますか、確認した上で短時間の時間単価を算出していくというような方式、やり方になっていくというふうに考えております。

それから、職の価値がどうかというようなことを吟味して、それで給料月額とかを定めていくというような考え方としてはそれはそれで正しいのかもしれませんが、実態として給与については、特に地方公務員の給与といたしますのは、他の地方公共団体との均衡でありますとか、あるいは国の均衡、それから、民間給与との均衡ということがそういった均衡原則という中で定められているものでございますので、労働の価値そのものを吟味して独自に定めていくというものではございませんので、近隣の状況、あるいは民間の賃金の状況との均衡を図る中で額を定めていくというものでございます。

今回、現在ある職の賃金について、先ほど申し上げましたが、これは著しく不合理といたしますか、不合理な点がある、あるいは見直すべきだということがあれば、それは若干の修正といたしますか、そういうことは考えられないことではございませんが、基本的には先ほど申し上げましたように現行の支給額を今度の給料表に当てはめていくと、こういった作業を想定しているものでございます。

○杉田委員 検討するかしないかということ聞いておる。検討することもないのかと、今の答弁の中では……。

○増田総務部長 検討をする必要があればするということで、検討ができないというものではございませんので、それは個別に……。

○杉田委員 検討をする必要があるということはずっと9月定例会の中でも僕は言ってきたわけだよ。

○増田総務部長 それは、例えば、今委員がおっしゃっています学校司書について検討するかどうかと言われますと、今ここでこれについて検討しますという答弁はできかねます。

○杉田委員 ずっと質問させてもらってきたことだけれど、やはりこういう問題はもう一回見直したほうがいいんじゃないですかということを教育委員会にもずーっと言ってきた。その中で具体的な、先ほど言ったような形で制定されたという経緯は聞いています、その程度です。それを受けて人事課で確認されても、それ以上のことは他市との均衡だよというようなことです。ただ、どこもみんな、藤枝と島田、自分も確認したけど、同じような回答なんですよ。だから、本来こうあるべきだ、文部科学省が示している指針によってこれはこれだけの価値はあるところだねと。そのときに同じ学校で働いている職員、臨時職員も、この人たちの仕事と比べて、それと比べたときにここに差があるというのはおかしいかどうかというようなことを検討してくださいよということを僕はずっと一般質問の中でも討議したつもりだし、聞き取りの中で教育委員会にもずーっと言ってきたつもりです。そういうことがされるというのであれば、それはもう一回検討して、検討の価値がある、ないじゃなくて、その要求に対して検討しなくちゃだめなんだというんだったらそういう結論になるかもしれないけれど、そういう検討は僕はしてもらいたいと思っています。そういう検討を全然しないということじゃないよという答弁でいいんですか。

○増田総務部長 検討しないということではございません。

○村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第103号「焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 以上で総務部所管の議案の審査は終了した。  
暫時休憩する。

休憩（10：19～10：24）

○村松委員長 会議を再開する。

総合政策部所管の議案の審査に入る。

議第96号「焼津市部設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○安竹委員 ちょっと教えてほしいというだけなんですけど、水産部のふるさと納税でRPAでしたっけ、システムを使っているかと思うんですけど、まだこれはふるさと納税のみ、これからもまだそこら辺でしか使わないということですか。そうすると、統廃合ということでいろんな分野で使っていくのか。それはどのような計画なんですか。

○飯塚総合政策部長 この事務事業のロボット化、それから、AIを利用したRPAにつきましては、まずはふるさと納税の業務に使用しているところでございます。今後、課税課の事務であるとか、そういったところに、今審議中でございますが、提供していき

たいという形で考えております。

以上でございます。

- 河合委員 編成し直すのは了解はするんですけど、私なんかは平生、改変するというと、統合すると、スリム化といいますか、これからの人口減少に伴いというのがありますけど、そういうサイズを縮小していくような、そういうイメージがあったんですけど、きょう考えるのは、これからの執行体制の強化とか、そういったところが強調されていますけど、スリム化とか、そういう発想はこの中には一切入っていないのか。例えば、職員はこれによって多少減るのか、ふえるのかということも含めて教えていただきたいと思えます。
- 杉山政策企画課長 先ほども御説明しましたとおり、部の編成としては13部から11部ということで、部の編成としてはスリム化をさせていただくというところでございます。また、部や担当につきましては現在調整中でございますが、少ない職員の数の中において効率的な行政運営をするというところがこれから必要となってきますので、市民の皆様のサービスが低下することのないように、効率的、かつわかりやすい組織体制とするように今調整中というところでございます。
- 杉田委員 今の河合委員のあれに関連はするんですけど、財政と総合政策が1つになると、ちょっと正確な人数を数えていないんですけど、名簿のあれで確認をしたときに財政はかなり人数がいますよね。総合政策を合わせると100人を超えるんじゃないかなと思うんですけど、それでいいですか。
- 杉山政策企画課長 今、合わせると100人を超えるというお話でございましたが、人数を合わせますと88人ということでございますので、これからまた、その辺の詳細の、先ほども申しましたが、担当レベルでの調整をさせていただきたいというふうに考えております。
- 杉田委員 ざっとしか数えていなかったんですけど、前に都市計画部というのか、都市政策部、あれはいろいろ多くて、それを建設部に分けて、1つの部であるときは100人を超えていたと思うんですよ。それで、とても1人の部長じゃ大変だということで分けていたようなことを聞いた覚えがあります。そういうことに関連して、財政と総合政策が1つになることによって人数が88人、かなりふえて、正確には、今から決めるかもしれないけど、人数がふえることによって部長の自分が把握しなきゃならないところというのがかなりの部分になるんじゃないかなと思うんですけど、そういうことについてはどうお考えですか。
- 杉山政策企画課長 確かに人数もふえますし、所属もふえますので、部長の負担というのはふえるかもしれませんが、ただ、先ほども申しましたが、限られた財源、行政資源というのが限られておりますので、こういったものを事務事業は当然見直しを行いながら最少の経費で最大の効果が上げられるように政策の展開をするために企画と財政を一体にして遂行して、将来にわたって持続可能な行政経営の実現を目指すという方針のもとにおいてやらせていただくものですから御理解をいただきたいと思えます。
- 杉田委員 今、企画と財政を統合してということを言われました。企画というのは1年間に振り返って今度はああいうふうにしたいよ、こういうふうにしたいよと、いろんな政策というものが出てくると思うんですよ。私も幾つかの課をたまたま回っているとき

に財政部と誰かわからないけれど、担当の課長なんか電話でやりとりしていて、これをやりたい、あれをやりたいと出ているけれど、全体としてこういうふうに来年度の予算というのを工夫したいんだと、そういう枠を決めておいて、だけれど、あれもふやせ、これもふやせというようなことを言われてもそれはまずいと、何か物すごくけんか腰と言っではいけないけど、本当に真剣な形で企画のほう、各部署の企画について言っているけれど、でも、財政としては、きのうもちょっと言いましたように、1年間を振り返って来年度はこれぐらいに抑えないと今の厳しい状況の中ではこうだよというのが財政の大きな仕事だと思うんですよ。それと色々な企画、ああいうふうにしたい、こういうふうにしたいというところが一緒になると。それで、部長が1人になると、こんなことはあるわけじゃないと信じたいけれど、企画したもの、こういうふうになってしようがねえなという、判こを打ったみたいなの、さっき言ったけど、経営という流れの中でそういうものを非常に自分としては感じちゃうんですよ。そういうときに企画というものだけど、地方財政をしっかりと守っていく。こっちはこっちでああだこうだといろんなことを言われても、これでやっていくんだというその方向と、あれもやりたい、これもやりたい、それは市民のためどうのこうのということになっていくと思うので、そこはうまく整合がとれるのかなというのを心配するんですけど、どうですか。

○杉山政策企画課長 御心配はわかりますけれども、先ほども申しましたが、当然、財源には限りがございます。限られた財源の中でまちづくりというものは進めていかなきゃならない。ですので、お金がないからといってそのまま何もやらないというのであればまちとしてはそのまま行くわけではございませんので、政策の推進はもちろん、財政運営も含めて、健全な財政運営を含めて一体的に進めていく時期に来ているというところで企画部門と財政部門と一緒にやらせていただいて一体的に推進をしていくと、そういう考えに基づいて今回の組織編成をさせていただいたということでございます。

○杉田委員 そういうふうにあってもらいたいなというのはあるけれど、ちょっと今具体的にどういうふうにするのかわからないんだけど、そこはちょっと保留にしておきます。もう一点、水産という部門がなくなっている。こっちは人数が両方とも少ないんですよ、財政と総合政策に比べると。そのところで統合してということについてはさっきの理論はいいと思うんだけど、きのうも言いましたけど、水産という焼津の看板をおろすということに対して、水産だけじゃなくて、いろんな産業、そういうものも衰退傾向にある。そういう中で焼津市全体の産業として考えていくんだというような、そういう答弁だったと思います。だけれど、水産という市の看板をおろすということについてどんな議論があったんですか。

○杉山政策企画課長 確かに基幹産業である水産業というところでこれまでも名前として取り上げをさせていただいて推進を図ってきたところでございますが、今委員がおっしゃられたとおり、市内の産業全体においては生産性の向上であるとか、また、いろいろな課題がございますので、そういった課題を解決するためにも事業の執行体制の強化を図るということで産業分野の施策を一体的に進めていく必要があるのではないかとということをお考えさせていただいた上で統合させていただき、名前についても経済部という形で設定をさせていただきたいということでございます。

○杉田委員 きんのう調べられなかったんですけど、きのう帰ってから調べた中で、全体の

漁獲高というのも地球規模でいうと3分の1ぐらい減っているけれど、焼津の漁港の中で、約ですけど、一番水産大国と言われたときには900億円近くあったと。それが2016年の資料ですけど、430億円から440億円ぐらいじゃないかなと思うんですよ。これは単純平均すると2分の1ぐらい、これはきのう言った数字なんですけれど、焼津については、2分の1に金額については減っているけれど、漁獲量が3分の1に減っている中で焼津は頑張っているんだなという感じがします。ただ、全体として資源が少なくなってくるというか、そういう中で、例えばマグロ、カツオあたりについていえば、九州の枕崎あるいは山川といったところがかなり猛追をしていて、もう既に追い越しているところがあるんですよ。そういう中で焼津が漁獲高、あるいは焼津港について日本で1番、2番、そういうものをずっと看板に背負っていくというのはかなり大変じゃないかなと。そういう観点から水産という言葉はちゃんと残して、看板はおろさないんだよ。一緒になったとしてもその看板をおろさないで、ちゃんとほかの産業も今衰退しているところもあるけれど、それもそれはそれでやっていく。そういう中で水産という言葉を残してもらいたいというふうに思います。

○杉山政策企画課長 繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、確かに基幹産業である水産業、水産加工業というのは大切であるというふうには考えてございますが、そうした水産業や水産加工業はもちろんでございますけれども、その他多くの産業においても人口の減少に伴って生産年齢人口というのは確実に減っていきますので、そうした課題を解決して産業全体でこうした課題に対応すると、そういった組織体制にしたいものですから経済部という名前にさせていただいて対応させていただきたいというところでございます。

○村松委員長 よろしいですか。

○河合委員 ここで言うことじゃないのかもしれないけど、いろんな役所にお邪魔させてもらうときに、市民にとっては部よりも自分の相談する場所がどこにあるか、そういうのがはっきり明示されていることがとてもいいなというふうに思うんですけど、どうしても部の統合が多くなると自分がどこへ行っていいのかがわかりにくくなるので、例えば今のかかわってきますけれども、水産関係はこっちだとか、そういう市民にとって目立つような、行きたいところに行ける、幼稚園に対する相談はこことか、部の名前よりもそっちの行きたいところがどこかというのが大事だと思うので、そういう意味で水産関係はとかになれば、市民にとっても水産のまち焼津だなということがわかりますので、部はこれで私はいいいと思いますけれども、市民にとって水産の関係はとか、農業の関係はとかいうのがわかりやすい表示に、ここで言うことと違うのかもしれませんが、新庁舎にそういう市民にとってのサービスとして、ここに行けば自分の関係する部署があるというのがわかりやすい表示になることをここで意見として述べさせてもらいたいと思います。

○杉山政策企画課長 先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけど、課や担当の編成につきましてはこれから調整をさせていただきたいと思っております。そういった点、重々承知をしておりますので、今回の改正ではございませんけれども、我々の考え方の1つとして、効率的であり、また、市民の皆様によりわかりやすいような組織体制をとっていきたいというふうに考えておりますので、御意見ありがとうございます。



○鈴木委員 20年ぐらい市議会議員をさせてもらっていると、昔からの部ですとか、組織の機構がその時々によって変化していったというのは身をもって経験してきました。昔は企画財政部というのがありましたよね。今は財政と企画と部門が分かれていますけれども、やっぱり当時の企画財政部というのは当然企画部門と財政とを1つの部でやらせてもらっていたものですから、お金を持っている。それから、政策のかなめの部でもある。今は分離しているものですから当然財政は財政で、企画部門から幾ら上がってきても予算規模が決まっているよということで、財政は財政の立場でやっぱり切られちゃう場合があるんですね。でも、企画財政というのは一緒になっていれば、当然、優先順位というのは企画部門も財政もやっぱりかなめですから、ですので、1つの部の中で政策、それから、優先順位、あと、予算規模、そういう重要な部分を持っていれば、その中で確かに今までは切られちゃっていた政策だけでも、これはやっぱり今の時代、これからの時代、大事だよということになったときに、じゃ、どこかで何とか予算をひねり出してこれを通そうやと、そういうメリットもあると思うんですよ。ですので、僕は以前から企画財政の部門はやっぱり同じ1つの組織で持つべきだなというふうに思っていた人間だもんですから、今回、行政経営部という名称にはなりますけれども、何をやるにもこれからはマネジメントの時代だと思いますし、しっかりこういう名称でもって今後、第6次総合計画を具現化していくためにも進めていっていただきたいなというふうに思います。

聞きたいのは近隣市町、まちじゃないね、近隣市で部の数、焼津市は何となく多いなというふうに思うんですけども、同じ人口規模ぐらいのところでは部の数がどのぐらいあるのかということでもし統計を持っているようでしたらお教えいただければと思います。

○杉山政策企画課長 同じような人口規模の市でどれぐらいの部の数かというお問い合わせでしたけれども、我々のほうで把握しているのは大体8から10程度ではないかというふうに考えています。

以上でございます。

○鈴木委員 焼津はあれでしたっけ、13が11になる。了解です。

○村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。

○杉田委員 説明を聞いて理解できる部分もあるんだけど、きのうもちょっと言いましたけれど、島田市の例なんかで、島田市とは違うよ、焼津はこうやってやるんだよと、当然そうだと思うんですけど、あっちに倣って、こっちに倣ってという部分があちこちであるので、そういうことをちょっと心配するのと、今、鈴木委員が言った中で、財政はこれだけ、来年度は絶対これだけでやるよというふうにやって、でも、企画としてこれだけあるよと。じゃ、それは絶対受け付けないかということ、今までの財政なんかでも、その内容、聞き取りとか整理もしながら、そういうのはやっていたんだよね。それはやっているところを確認しました。それはちゃんと独立してできるものだというふうに私は思っています。それで、今後の運営、例えば藤枝なんかにもちょっと確認をしてきたんだけど、きのうもちょっと言いましたが、藤枝は財政経営部と、そういう名前になっています。数年前になっていて、ここの内容について確認をしてきたけれど、その中に財政課という名前があって、その中でかなりきちっとすみ分けをされていてやっているよという報告まで確認はしてきたんですけど、そういうところがやれるという

方向で当然行くものだと思うんだけど、今の時点で人数の問題も含めてですけど、少し不安があるなというところで、財政は財政で独立したほうがいいんじゃないかなということが1点と、やっぱり焼津の中から水産という言葉が削っちゃうということ、一番大事な産業だよと、その位置づけは変わらないと言ったけれど、河合委員が言ったように、水産のところって何部というような、そういうことがほかの部署でも、今までの部の改変だとか、そういうことをやったときにいろいろ聞かれるところがあったと思います。自分も聞かれて答えられなかったことがあるんですけど、そういうややこしさをすごく感じるような名称かなというふうに思います。そして、先ほども言ったように、焼津市から、この焼津から水産という看板を取っちゃったら、何も残らなくなっちゃう。ちょっと大げさかもしれないけれど、本当に水産を全部知っているわけじゃないし、本当に数人にしか聞いていないけれど、水産にかかわる方の声として、えっというような声はかなりあったんです。この水産という言葉のをせつかく、自分が知っている範囲で聞くのは、水産という言葉が抜けていた時期を知らないんですけど、そういう時期もあったというふうに聞いているんだけど、水産何とか部となって、それが今度、水産というものが独立してと、このことは衰退しているからこそ、こういうピンチのときこそ水産というものを絶対捨てないで、捨てるということじゃなくて、看板を取ることをしないで、このピンチをチャンスにしていくと、そういう意味でも、市民に対してもアピール、こういう議論があったけれど、やっぱり名称の中にちゃんと水産を入れて、水産のところ、これは焼津の看板だと。先ほども河合委員が言ったけれど、いろんなところに視察へ行っても、委員長が報告するときに水産ということを必ずアピールするという、そういうところ、今までも市長もいろんなところでそういう発言をされている。それを自分たちの看板にしているわけですよ。そこのところ、名前はなくても心はあるよというのだけじゃなくて、看板はおろさないようにしてもらいたいということで、名称について自分としては反対したいと思います。

- 青島副委員長 今、反対といいますか、そういった話がありましたけど、私自身は賛成の立場で発言させていただきたいわけですけども、今、当局の杉山課長のるる説明の中でいただきました資料のことについては、全く私もそのとおりで日ごろ言っておるので、13部から11部になった、このことについても、最後に聞きました近隣といいますか、同程度の規模の市で人数がどうかといったとき、まだ11部になったとしても多いような感じがするという部分があるわけですけども、その数がどうこうというよりも、今、水産部の話も出ましたけれども、経済部となるわけですけども、それは今後の中でアピールの仕方というのはこれからやっていかなきゃならないし、時代の変化の中でやはり課長の説明のようなことだと私自身も日ごろ思っていました。ですから、今後の中でこの部が11部になったとか、名前がころころ変わらないようにすれば、市民の皆さんにも周知していただけると。今まで、ここ数年、何か動いてきたような気がして、どちらかという、ふやしてきたような感じの取り組みがあったと思います。そういうことのないように、しっかりと固定した中で市民の皆さんにPRしていくということが大いに大事ではないかと思えます。ですから、水産という部分についてはこれからも変わらないし、ただ、時代の変化の中で対応していくためには経済部という中でやっていけばいいと思っております。

◇採決の結果、議第96号「焼津市部設置条例の一部を改正する条例の制定について」は賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 以上で総合政策部所管の議案の審査は終了した。  
暫時休憩する。

休憩（10：54～10：58）

○村松委員長 会議を再開する。

こども未来部所管の議案の審査に入る。

議第107号「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事（債務負担行為）（建築工事）請負契約の締結について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田委員 今回の入札についてはあくまでも建物だけですよね。これからまた新たにいろんな企業だとか、そういうものが出てきて、報告をされるのかなと思うんですけど、おもちゃ美術館、あるいは子ども図書館、そういうものの費用というのはもう検討はされているのか。そして、年間の運営費なんかも計画されているならお願いしたいと思うんですけど。この地図で、ずーっと気にはなっていたんですけど、焼津の駅のほうに行くのと旧150号線の交差点の対角線上、きょうも見てきたんですけど、角のところ植木鉢がたくさん置いてあるみたいな、何かわからないけど、残っていたように思うんですよ。1週間以上前だけど、ここというのは用地の取得にはなっていなかったということでもいいですか。

○村松委員長 契約案件、この載っているところだけでお願いします。

○鈴木子育て支援課長 今、杉田委員のほうからの御質疑で答弁させていただきますけれども、今回の建物以外に今後契約等がされていくかという1点目の御質疑だと思うんですけども、今後、先ほど言われた給排水等につきましては、現在入札が終わりまして業者が決定しているところがございます。ただ、議案案件には上げていないものですから、先ほどの電気設備と空調、給排水衛生につきましては入札が完了したところがございます。それ以外に今回、建物建築ということとなっておりますけれども、一部、遊具等のもについても建物の中でできるものについては入っております。ただ、今後、遊具等については契約の入札、またはそういうものをやらせていただいて契約をしていくというような形になります。運営につきましても、今後、積算をさせていただいて契約をしていくというような形になっております。

以上でございます。

○杉田委員 その契約の中で、橋本組が落札したときに体系図というのが、下請などの体系図というのが示されたと思うんですけど、下請は全部で何件ぐらい。

○鈴木子育て支援課長 現在、仮契約ということになりますので、まだそこは本契約が済

んだ後という形になろうかと思しますので、そこは今後ということになると思います。

○杉田委員 それは本契約が結ばれるまでは体系図は出ないということで、本契約が結ばれた後は、それは公開されるということですか。

○鈴木子育て支援課長 今後、体系図について公開できるかどうか、私のほうもちょっと不明なものですから、契約のほうと確認をさせていただいて、公開ができるものであれば公開をさせていただきたいと思いますが、そういう要請があるのであればという形になると思いますけれども、一度確認をさせていただきます。

○青島副委員長 制限つき一般競争入札で辞退が2社あるわけですが、この辞退した理由というのはどんな案件でしたでしょうか。もし理由がわかれば。

○鈴木子育て支援課長 済みません、大変申しわけないんですが、辞退理由は当課のほうでは把握しておりませんが、入札自体は契約検査課のほうで入札をしていただいておりますから、そこまで、大変申しわけないですが、今の時点では理由は把握しておりませんでした。

以上です。

○青島副委員長 わかりました。把握していないというから。

○杉田委員 今の関連になるかどうかかわからないですけど、この予定価格というのはこども未来部のほうで設計をされていると思うんですけど、第1回目の入札でこの予定価格を2社とも上回ったので、これはやり直しになったと思うんです。この予定価格というのはいつの時点で開示されたんですか。

○鈴木子育て支援課長 予定価格につきましては、基本的に設計業者のほうで設計をしていただいで予定価格を作成させていただいているんですけど、こちらは公表については入札後ということになります。

○鈴木委員 今、仮契約中ということで、今後の契約事務のスケジュールと、あと、実際の着手してからの工事の計画について、もし御存じでわかる範囲で結構ですが、

○鈴木子育て支援課長 契約につきましては、議決日をもって契約をさせていただこうと思っています。それから着手という形になりますので、その調整をさせていただいてスケジュールを組ませていただくという形になります。これを議会で議決をされまして契約が済みましたら、年内の起工式という形をとらせていただきたいと思います。

○鈴木委員 日程は決まっているんですか。

○鈴木子育て支援課長 起工式の日程につきましては、12月24日を予定することで今のところ進めさせていただいておりますけれども。

○青島副委員長 入札で予定価格が決まるまでに設計されたところの出てきた金額のチェック機能というのはどういった形でやっているんですか。

○鈴木子育て支援課長 うちのほうの設計業者と市のほうの住宅営繕課、済みません、今は住宅・公共建築課ですね。申しわけございません。そちらの技師のほうでチェックをしていただいでという形をとらせていただいております。

○青島副委員長 庁内のところで第三者機関というのはないということで、確認させてください。

○鈴木子育て支援課長 設計の審査につきましては、第三者機関でということではやっておりません。

- 杉田委員 前にこういうのをいただいて、イメージ図をもらっています。今回の設計もこのイメージ図が当然参考になってくると思うんですけど、後でわかってくるのかわからないんですけど、橋本組がこういう特におもちゃ美術館ところなんかというところはほとんど木材になっているわけですけど、そういうところの調達先とか、そういうものは体系図なんかでわかってくるのか、もう既にこの中で示されているのか。
- 鈴木子育て支援課長 入札に当たって県産材を使っていたきたいというものは指示として出させていただいているんですけども、ただ、どここの業者さんからとかというものは入札でとられた業者さんとその業者さんとのやりとりになりますので、そこについてはうちのほうとしては指示は出しておりませんので、把握はしておりません。
- 杉田委員 県産材でやるということについては指示してあると。公告の中でうたってあるということですか。
- 鈴木子育て支援課長 そうですね。設計図の中で県産材を使っていたきたいという形で記載をさせていただいております。全てではないんですけども、部分部分でというような形にはなると思うんですけども、以上です。
- 村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第107号「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事（債務負担行為）（建築工事）請負契約の締結について」は全会一致、可決すべきものと決定

- 村松委員長 以上でこども未来部所管の議案の審査は終了した。  
以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。  
これで総務文教常任委員会を閉会とする。

閉会（11：17）